



鳥取県公報

平成15年 5月20日(火)
第 7 4 8 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (333) (福祉保健課)	1
	生活保護法による介護老人保健施設等の廃止の届出 (334) (")	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (3 件) (335 ~ 337) (経済交流課)	2
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (338 ・ 339) (耕地課)	7
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (340) (水産課)	8
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (341) (審査課)	8
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課)	9
	調達公告	
	随意契約の相手方の決定 (2 件) (広報課)	10
	随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	11
	随意契約の相手方の決定 (審査課)	11
	落札者の決定 (教育委員会事務局生涯学習課)	12
	落札者の決定 (教育委員会事務局文化課)	12

告 示

鳥取県告示第333号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	気高郡鹿野町大字今市80	平成15年 4月 1日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
-----	------------	------------	-------------	-----------	-------

社会福祉法人 親誠会	倉吉市東昭和町 158	グループホーム ひまわり昭和町	倉吉市東昭和町 143	痴呆対応型共同生 活介護	平成14年12月1日
医療法人仁厚 会	倉吉市山根43	介護老人保健施 設ル・サンテリ オン鹿野	気高郡鹿野町大 字今市80	通所リハビリテー ション及び短期入 所療養介護	平成15年4月1日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人仁厚会	倉吉市山根43	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	気高郡鹿野町大字今市80	平成15年4月1日

鳥取県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護老人保健施設、居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	廃止年月日
介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	気高郡鹿野町大字今市80	平成15年3月31日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団因幡会	気高郡鹿野町大字今市80	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	気高郡鹿野町大字今市80	平成15年3月31日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団因幡会	気高郡鹿野町大字今市80	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	気高郡鹿野町大字今市80	平成15年3月31日

鳥取県告示第335号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年5月20日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A ランド

鳥取市安長252 - 1 ほか

2 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

変更前 位置 別図2 (ダンボール保管庫、フェンス外)

変更後 位置 別図2 (ダンボール保管庫、フェンス内)

3 変更年月日

平成15年11月19日

4 届出年月日

平成15年3月19日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 中島 健 鳥取市安長252 - 1

株式会社みどり商事 代表取締役社長 金川 裕一 米子市三旗町6 - 2

有限会社フラワーショップヨシダ 代表取締役 吉田 博 鳥取市吉成1095

トスク株式会社 代表取締役社長 武田 治良衛門 鳥取市安長248 - 1

大阪惣菜株式会社 代表取締役 丸山 英二 北九州市門司区黄金町6 - 28

鳥取県畜産農業協同組合 代表理事 西山 宏昭 鳥取市南栄町16

有限会社エーアンドビー 代表取締役社長 岡 博由貴 鳥取市安長248 - 2

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,691.29m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 265台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 70台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 97.28m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 26.82m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

鳥取いなば農業協同組合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時 (4月～9月) 午後6時30分
(10月～3月)株式会社みどり商事 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時 (4月～9月) 午後6時30分 (10月
～3月)

有限会社フラワーショップヨシダ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時 (4月～9月) 午後6

時30分（10月～3月）

トスク株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時30分

大阪惣菜株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時30分

鳥取県畜産農業協同組合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時30分

有限会社エーアンドビー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前2時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

終日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（ア）出入口の数 9か所

（イ）位置 6の書類に記載のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

鳥取いなば農業協同組合 午前7時から午後6時まで

株式会社みどり商事 午前7時から午後6時まで

有限会社フラワーショップヨシダ 午前7時から午後6時まで

トスク株式会社 午前6時30分から午後7時まで

大阪惣菜株式会社 午前6時30分から午後7時まで

鳥取県畜産農業協同組合 午前6時30分から午後7時まで

有限会社エーアンドビー 午前9時から午後5時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年5月20日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第336号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない河原店

八頭郡河原町大字布袋181

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後8時まで

変更後 午前7時30分から午後8時まで

3 変更年月日

平成15年4月1日

4 届出年月日

平成15年3月31日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行

倉吉市河原町1770

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,500㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 118台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 5台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 39.60㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 45㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 4か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年5月20日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

河原町大字渡一木277

河原町産業課

9 意見書の提出

河原町の区域内に居住する者、河原町において事業活動を行う者、河原町の区域をその地区とする商工会その他の河原町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない東伯店

東伯郡東伯町大字八橋166 - 1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後8時まで

変更後 午前7時30分から午後8時まで

3 変更年月日

平成15年4月1日

4 届出年月日

平成15年3月31日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行

倉吉市河原町1770

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,227㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 274台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 85.5㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 45㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 2か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後6時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年5月20日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部県民局

東伯町大字徳万591 - 2

東伯町企画商工課

9 意見書の提出

東伯町の区域内に居住する者、東伯町において事業活動を行う者、東伯町の区域をその地区とする商工会その他の東伯町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 松 下 清 寿 鳥取市江津628

" 中 村 幸 治 鳥取市江津654

" 岡 本 幸 男 鳥取市江津681

" 青 木 充 宏 鳥取市江津668

" 吉 田 和 夫 鳥取市江津400

監事 高 田 忠 治 鳥取市江津635

" 高 田 寿 秋 鳥取市江津277 - 1

平成15年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 幸 治 鳥取市江津654

” 松 下 清 寿 鳥取市江津628

” 岡 本 幸 男 鳥取市江津681

” 青 木 充 宏 鳥取市江津668

” 吉 田 和 夫 鳥取市江津400

監 事 高 田 忠 治 鳥取市江津635

” 高 田 寿 秋 鳥取市江津277 - 1

平成15年4月13日就任 任期 平成17年4月12日まで

鳥取県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 田 真喜男 西伯郡淀江町大字西原518

平成14年11月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 吹 野 文 彦 西伯郡淀江町大字西原512

平成15年3月28日就任 任期 平成15年10月19日まで

鳥取県告示第340号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
浦富加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

平成15年度に鳥取県立童謡館多目的ホールで開催される「わらべ館こどもの四季コンサート」に係る入場料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化観光局文化振興課

主幹 西尾 孝之

3 委任期間

平成15年5月21日から平成16年3月31日まで

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成15年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 採用する自衛官及び採用予定数

(1) 二等陸士：若干名（男性）

(2) 二等海士：若干名（男性）

(3) 二等空士：若干名（男性）

2 募集期間

平成15年5月6日から同年6月15日まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 平成15年6月16日（月）

(2) 試験種目

ア 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験及び適性検査（筆記式）

イ 身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成15年7月上旬

5 採用予定

(1) 二等陸士：平成15年7月下旬

(2) 二等海士：平成15年8月下旬

(3) 二等空士：平成15年7月下旬

6 応募資格

採用予定の月の初日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26

号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場
- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部 (0857 - 23 - 2251)
- (3) 鳥取募集案内所 (0857 - 26 - 4019)
- (4) 倉吉募集事務所 (0858 - 26 - 2900)
- (5) 米子募集事務所 (0859 - 33 - 2440)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
(1) 施策情報
(2) 生活情報 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 株式会社新日本海新聞社
鳥取市富安二丁目137 |
| 5 契約金額 | 次に掲げる価格の合計額
(1) 1の(1)は、28,320,468円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
(2) 1の(2)は、225,000円(単価/半5段)又は450,000円(単価/全5段)
にそれぞれの単価ごとの年間の掲載段数を乗じ、かつ、1.05を乗じて得た額の
合計額(消費税及び地方消費税の額を含む。)
なお、お詫び・訂正記事及び職員募集記事を掲載する場合は、該当記事1セ
ンチメートル×1段当たり13,500円を加算する。 |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県総務部広報課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 県政広報番組「とりっ子倶楽部」の制作及び放送 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 株式会社山陰放送
米子市西福原一丁目1-71 |
| 5 契約金額 | 33,180,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県総務部広報課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 公共情報ネットワークシステムの管理運営等 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 73,779,494円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|----------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 電子計算組織による財務会計事務処理 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成15年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 309,447,737円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の | 鳥取県出納局審査課 |

名称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成15年3月12日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社山陰ビルサービス鳥取支店
鳥取市千代水一丁目90 - 2 |
| 5 落札金額 | 63,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成15年1月24日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立図書館総務課
鳥取市尚徳町101 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立博物館清掃業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成15年3月27日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 鳥取ビルクリーナー株式会社
鳥取市本町四丁目217 |
| 5 落札金額 | 26,460,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成15年2月14日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立博物館管理課
鳥取市東町二丁目124 |